

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）概要

1 公園の土地等の使用料等の上限額の改定及び公園施設の廃止

固定資産税に係る固定資産の評価替え（令和3年度）等に伴い、公園の土地及び付属設備の使用料並びに公園の占用料の上限額を次のように改定するほか、公園施設を廃止する。

土地及び公園施設の使用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
土地	m <sup>2</sup> /月	1,693円	2,031円
公園施設	か所/月	14,000円	〔削除〕

付属設備の使用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
付属設備	1時間	70円	90円
	1日	100円	現行どおり

公園の占用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
電柱、標識	本/月	1,583円	1,856円
水道管、下水管、ガス管、電線	m/月	703円	825円
鉄塔	m <sup>2</sup> /月	1,173円	1,375円
変圧塔、マンホール類	か所/月	1,173円	1,375円
郵便差出箱、信書便差出箱	か所/月	469円	550円
公衆電話所	か所/月	1,173円	1,375円
地下の占用物件	地上露出部分	m <sup>2</sup> /月	865円
	地下部分		412円
高架の占用物件	m <sup>2</sup> /月	586円	687円
天体、気象又は土地の観測施設	m <sup>2</sup> /月	987円	1,184円
写真撮影のための常時占用	台/月	9,360円	10,800円
写真撮影のための臨時的な占用	1回 (1時間以内)	14,625円	16,875円
その他の占用	m <sup>2</sup> /日	39円	45円

2 事業又は営業活動を伴う占有に係る占有料の設定

墨田区立隅田公園における占有行為の公平性確保と日常の賑わい創出の両立を図るため、事業又は営業活動を伴う占有に係る占有料を定める。

種 別	単 位	金 額
墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占有	午前 6 時から午前 10 時まで	2 3 円
	午前 1 0 時から午後 4 時まで	3 4 円
	午後 4 時から午後 10 時まで	3 4 円

3 その他

所要の改正を行う。

4 施行期日

本年 4 月 1 日（一部の改正規定については、公布の日）